

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

令和6年4月25日
公益財団法人和歌山県農業公社
農地中間管理事業評価委員会

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程16(2)にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 貸借実績

農地の借受面積326.0ha及び貸付面積346.1haについては、令和5年度の目標面積であり、かつ和歌山県長期総合計画の目標面積でもある300haを上回り、農地中間管理事業を取り組み始めた平成26年度以降、過去最高の実績を達成することができたことは評価できる。

2) 和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業

遊休農地の草刈りや樹木の伐採に加え、傾斜の緩和やモノレールの延長など園地条件を改善できる「和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業」については、目標面積20haに対して実績が5.9haとなり、大きく下回る。これは台風2号による豪雨災害などの影響が大きな要因と考えられるが、遊休農地解消に向け、次年度以降においては事業の十分な周知や地区の掘り起こしが必要である。

3) 農地中間管理機構関連農地整備事業

農業公社が借り入れている農地において基盤整備事業を実施できる「農地中間管理機構関連農地整備事業」について、県内で初めて事業着手に至り、優良農地の確保に向けた新たな取り組みをスタートしたことは評価できる。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

令和5年に関係する法律が改正され、令和7年度からは相対取引が完全になくなり、農地の貸借は原則、農業公社を経由する貸借へ一本化され、貸借面積は更なる増加が見込まれることから、事業の効率的な実施が求められる。こうした中、市町村及び農業委員会等への協力要請や研修会の開催などによる体制強化への取組は重要であり、引き続き次年度も継続頂きたい。

3 今後の取組に関する評価（意見）

市町村が定める地域計画の実現に向け、引き続き農地中間管理事業の推進を図ることが重要であるが、貸借面積の増加に伴い公社職員の事務量やトラブル対応が増えていることから、JA、市町、農業委員会、県振興局で構成される農地活用協議会との連携を一層強め、事業推進に向けた強固な体制を整える必要がある。

また今後は令和5年度に発生した災害を起因として、離農や遊休農地の増加が懸念される状況にあり、農地流動化の推進を行うとともに、和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業についても効果的かつ効率的なPR手法を関係機関とともに検討し、事業PRに取り組んでいただきたい。

加えて優良農地を確保するため、基盤整備事業の推進は重要であり、農地中間管理機構関連農地整備事業が円滑に実施できるよう土地改良事業部局との連携を強化し、担い手が利用しやすい農地の確保が推進されることを期待する。